

船舶事故調査報告書

令和元年6月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	平成30年7月15日 12時50分ごろ
発生場所	神奈川県葉山町葉山港南方沖 葉山灯台から真方位209° 2海里付近 (概位 北緯35° 14.5' 東経139° 32.6')
事故の概要	遊漁船第一政美丸 ^{まさみ} は、航行中、機関室に浸水した。
事故調査の経過	平成30年7月31日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	遊漁船 第一政美丸、4.9トン KN3-15442（漁船登録番号）、個人所有 第235-46501号（船舶検査済票の番号）、平成18年3月 進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	主機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客16人及び釣り客の世話役1人を乗せ、航行中、船長が、‘逆転減速機用潤滑油冷却器の冷却海水管（ゴムホース）’（以下「本件ホース」という。）の入口側から海水が噴出し、機関室が浸水しているのを認め、主機を停止した。 主機製造会社担当者は、本事故後、本件ホース付近を点検し、逆転減速機用潤滑油冷却器の海水入口側とスチール製バンドで固定されていた本件ホースの接続部付近が、経年により硬化していたところに主機の海水圧力がかかって破断したのではないかと推察した。 本船は、進水時から、本件ホースを使用していた。
分析	本船は、航行中、経年により硬化していた本件ホースに主機の海水圧力が掛かり、本件ホースと逆転減速機用潤滑油冷却器の海水入口側との接続部付近が破断したことから、海水が噴出して機関室に浸水したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、航行中、経年により硬化していた本件ホースに主機の海水圧力が掛かり、本件ホースと逆転減速機用潤滑油冷却器の海水入口側との接続部付近が破断したため、海水が噴出したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- | | |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <ul style="list-style-type: none">・ホースバンド類は、長期間使用すると劣化して破断するおそれがあるので、適宜点検を行い、必要に応じて交換すること。 |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|